

令和8年2月27日

著作権法に基づき、指定補償金管理機関の補償金管理業務規程を認可しました

文化庁長官は、指定補償金管理機関である公益社団法人著作権情報センターから申請のあった補償金管理業務規程を認可しました。

令和5年の著作権法の一部改正による改正後の著作権法では、民間機関である指定補償金管理機関が、権利者不明等の場合の裁定制度及び未管理著作物裁定制度の補償金の收受・管理・支払等の事務（補償金管理業務）を担うことができるとされており、令和7年10月、文化庁長官は公益社団法人著作権情報センターを指定補償金管理機関として指定しました。

この度、同センターから令和8年2月20日付けで補償金管理業務の執行に関する規程（補償金管理業務規程）の認可申請があり、認可することが相当と認められたことから、令和8年2月27日付けで添付のとおり認可を行いました。

（お問合せ）

担 当：文化庁著作権課著作物流通推進室振興係

電 話：03-5253-4111（内線 2983）

Eメール：chosakusuisin@mext.go.jp

補償金管理業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人著作権情報センター（以下「センター」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第104条の19の指定を受けた指定補償金管理機関として法第104条の23第1項の規定に基づき、法第104条の20各号に掲げる業務の実施に関し、必要な事項を定め、公正かつ円滑な業務の遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 第1号補償金 法第67条第1項に定める文化庁長官の裁定に基づき法第104条の21第2項の規定により指定補償金管理機関に支払われる補償金をいう。
- 二 第2号補償金 法第67条の3第1項に定める文化庁長官の裁定に基づき法第104条の21第2項の規定により指定補償金管理機関に支払われる補償金をいう。
- 三 担保金 法第67条の2第1項に定める裁定申請中の利用のために法第104条の21第3項の規定により指定補償金管理機関に支払われる担保金をいう。
- 四 補償金管理業務 法第104条の20に定める指定補償金管理機関の業務をいう。
- 五 著作権者等 著作権者又は著作隣接権者をいう。
- 六 著作者等 法第2条に定める著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者又は有線放送事業者をいう。
- 七 著作物等 法第2条に定める著作物、実演、レコード、放送及び有線放送をいう。
- 八 申請中利用者 法第67条の2第4項に定める申請中利用者をいう。
- 九 補償金相当額 第1号補償金、第2号補償金又は担保金から著作権者等が受けるべき補償金に相当する額をいう。
- 十 取消時補償金相当額 法第67条の3第9項に規定する取消時補償金相当額をいう。
- 十一 著作物等保護利用円滑化事業 法第104条の22に定める著作物等保護利用円滑化事業をいう。

(基本方針)

第3条 補償金管理業務は、この規程によるほか、関係する法令等に従って実施するもの

とする。

(事務所)

第4条 補償金管理業務を実施する事務所は、東京都中野区本町1丁目32番2号ハーモニータワー22階に置く。

(補償金管理業務を実施する時間及び休日)

第5条 補償金管理業務を実施する時間は、休日を除き、午前9時30分から12時まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める国民の休日
- 三 年末年始（12月29日から翌年1月4日まで）

3 第1項の時間及び前項の休日は、緊急を要する場合又は必要と認められる場合は、これを変更することができる。

(金銭授受の方法)

第6条 補償金管理業務における金銭授受の方法は、振込送金その他センターが指定する方法によるものとする。

第2章 補償金管理業務の実施方法

第1節 補償金等の受領等

(受領)

第7条 センターは、第1号補償金、第2号補償金又は担保金（以下「補償金等」と総称する。）の支払の申出があったときは、支払申込書及び次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を当該支払の申出をした者から提出させて、これを受領するものとする。

- 一 第1号補償金 法第67条第1項の裁定に係る文化庁長官の通知の写し
- 二 第2号補償金 法第67条の3第1項の裁定に係る文化庁長官の通知の写し
- 三 担保金 法第67条の2第1項の担保金に係る文化庁長官の通知の写し

(受領の通知)

第8条 センターは、前条により補償金等を受領したときは、支払の申出をした者に対し、補償金等を受領した年月日とともにその旨を通知する。

第2節 補償金相当額の支払等

(第1号補償金相当額の支払)

第9条 第1号補償金に係る著作権者等から法第104条の21第4項に基づき補償金相当額の支払の請求があったときは、支払請求書とともに、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める資料を提出させるものとする。

一 第7条の規定によりセンターに提出された支払申込書に権利者情報（法第67条第1項第1号に規定する権利者情報をいう。以下同じ。）の記載がある場合

イ 文化庁長官の公表事項の写し

ロ 支払請求者が当該権利者情報に係る著作権者等であることを証明する資料

二 前号以外の場合

イ 文化庁長官の公表事項の写し

ロ 支払請求者が裁定に係る著作物等の著作権者等であることを証明する資料

2 センターは、前項各号に規定する資料を精査し、裁定に係る著作権者等であると認めるときは、支払請求者に裁定に係る補償金相当額の支払をするものとする。

3 センターは、前項の支払をしたときは、支払請求者にその旨を通知するとともに、当該支払請求者から受領書を提出させるものとする。

(裁定の取消があった場合における第2号補償金相当額の支払)

第10条 法第67条の3第7項に基づく裁定の取消があった場合において、第2号補償金に係る著作権者等から法第104条の21第4項に基づき補償金相当額の支払の請求があったときは、支払請求書とともに、法第67条の3第8項による文化庁長官の著作権者等への通知の写しを提出させるものとする。

2 センターは、前項に規定する資料を精査し、裁定の取消に係る著作権者等であると認めるときは、支払請求者に取消時補償金相当額の支払をするものとする。

3 センターは、前項の支払をしたときは、支払請求者にその旨を通知するとともに、当該者から受領書を提出させるものとする。

4 裁定に係る補償金額が取消時補償金相当額を上回るときは、センターは、当該裁定に係る補償金を支払った者からの請求により、当該裁定に係る補償金の額と取消時補償金

相当額の差額を当該請求者に支払うものとする。

- 5 センターは、前項の支払をしたときは、当該請求者にその旨を通知するとともに、当該請求者から受領書を提出させるものとする。

(前条によらない場合における第2号補償金相当額の支払)

第11条 第2号補償金に係る著作権者等から法第67条の3第7項に定める裁定の取消によることなく法第104条の21第4項に基づき補償金相当額の支払の請求があったときは、支払請求書とともに、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める資料を提出させるものとする。

一 第7条の規定によりセンターに提出された支払申込書に権利者情報の記載がある場合

イ 文化庁長官の公表事項の写し

ロ 支払請求者が当該権利者情報に係る著作権者等であることを証明する資料

二 前号以外の場合

イ 文化庁長官の公表事項の写し

ロ 支払請求者が裁定に係る著作物等の著作権者等であることを証明する資料

2 センターは、前項各号に規定する資料を精査し、裁定に係る著作権者等であると認めるときは、支払請求者に裁定に係る補償金相当額の支払をするものとする。

3 センターは、前項の支払をしたときは、当該請求者にその旨を通知するとともに、当該者から受領書を提出させるものとする。

第3節 担保金の取扱い

(裁定があった場合における担保金の取扱い)

第12条 申請中利用に係る案件について法第67条第1項に基づく文化庁長官の裁定があったときは、センターは、裁定を受けた者から当該裁定に係る文化庁長官の通知の写しを提出させるとともに、当該裁定に係る補償金の額に依りて、次の各号に定めるところにより担保金を取り扱うものとする。

一 裁定に係る補償金の額が担保金の額と同額である場合

イ 当該担保金を第1号補償金の勘定に変更すること。

ロ 第15条に定める補償金管理業務帳簿に経緯を記載すること。

二 裁定に係る補償金の額が担保金の額を上回る場合

イ 裁定を受けた者から当該補償金の額と担保金の額の差額の支払を受けること。

- ロ 差額の支払を受けたときは、第8条の例にならって受領の通知を行うこと。
 - ハ 担保金の額に差額を加えた額を第1号補償金の勘定に変更すること。
 - ニ 第15条に定める補償金管理業務帳簿に経緯を記載すること。
- 三 裁定に係る補償金の額が担保金の額を下回る場合
- イ 担保金のうちから当該補償金の額に相当する額を第1号補償金の勘定に変更すること。
 - ロ 法第104条の2第3項の規定により読替適用される法67条の2第9項の規定に基づいて、担保金を支払った者からセンターに対して当該補償金の額と担保金の差額の取戻請求があったときは、センターは当該差額を当該請求者に支払うこと。
 - ハ ロの支払を行ったときは、当該請求者から受領書を提出させること。
 - ニ 第15条に定める補償金管理業務帳簿に経緯を記載すること。

(裁定をしない処分があった場合における担保金の取扱い)

第13条 申請中利用に係る案件について文化庁長官が法第67条第1項の裁定をしない処分（当該処分を受けるまでの間に著作権者等と連絡をすることができるに至った場合を除く。）をしたときは、センターは、担保金を支払った者から法第67条第7項第2号に定める通知の写しを提出させるとともに、法第67条の2第5項により文化庁長官が定める補償金の額に応じて、前条各号の例にならって担保金を取り扱うものとする。この場合において、前条中「裁定に係る補償金の額」を「法第67条の2第5項により文化庁長官が定める補償金の額」と読み替えるものとする。

(申請中利用者が裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者等と連絡することができるに至った場合の取扱い)

第14条 申請中利用者（国等を除く。）が法第67条第1項の裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者等と連絡をすることができるに至った場合において、著作権者等が法第104条の2第3項の規定により読替適用される法第67条の2第8項の規定に基づいて、センターの管理する当該申請中利用に係る担保金から当該連絡をすることができるに至った時までの間における補償金相当額の支払を求めたときは、センターは、当該著作権者等と当該申請中利用者との間の協議に関する資料の提出を求めた上で、請求に係る補償金相当額を当該著作権者等に支払うものとする。

2 申請中利用者がセンターに支払った担保金の額が前項により著作権者等に支払われた補償金相当額を上回る場合は、申請中利用者の請求により、センターはその差額を請求者に支払うものとする。

- 3 前2項においてセンターは、著作権者等又は申請中利用者から受領書を提出させるものとする。
- 4 センターは、次条に定める補償金管理業務帳簿に経緯を記載するものとする。

第4節 共通規定

(補償金管理業務帳簿)

第15条 センターは、法第104条の27に定める補償金管理業務に関する帳簿（以下「補償金管理業務帳簿」という。）を作成し、事務所に備え置くものとする。

2 補償金管理業務帳簿には、第1号補償金、第2号補償金又は担保金の別に応じて次に掲げる事項を記載するものとする。

一 補償金管理業務に係る受付番号

二 裁定（法第67条第1項又は法第67条の3第1項の裁定をいう。以下この条において同じ。）に係る補償金等を支払った者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 補償金等を受領した年月日

四 受領した補償金等の額

五 第2号の支払の根拠となる著作権法の規定

六 著作物等の題号、著作権等の氏名又は名称その他の当該著作物等を特定するために必要な情報

七 裁定のあつた年月日及び裁定に係る著作物等の利用方法等

八 裁定をしない処分又は法第67条の3第7項に基づく裁定の取消しの処分があつた場合における当該処分の年月日

九 補償金等に係る支払を受けた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

十 前号の支払を行った年月日及びその金額

十一 第9号の支払の根拠となる著作権法の規定

十二 法第67条第1項の裁定に係る補償金に係る担保金の取扱いに関する事項

十三 その他補償金管理業務の適正な実施に関する事項

3 センターは、補償金管理業務を廃止するまで補償金管理業務帳簿を保管するものとする。

(業務手順書)

第16条 センターは、補償金管理業務が著作権法その他の関係法令及びこの規程に従つて公正かつ的確に実施されるよう、補償金管理業務の実施に関する具体的な方法及び手

順等を示した補償金管理業務手順書（この条及び第25条において「業務手順書」という。）を、文化庁と協議の上、作成するものとする。

2 業務手順書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 補償金等の受領の手続に関すること。
- 二 補償金等及び第20条に定める著作物等保護利用円滑化基金の管理に関すること。
- 三 著作権者等から補償金相当額の支払請求があった場合において当該請求者が著作権者等であることを確認する方法及び手順。
- 四 著作権者等に補償金相当額を支払う場合の方法及び手順。
- 五 第10条第4項により補償金を支払った者へ差額を支払う場合の方法及び手順。
- 六 担保金の取扱いに関すること。
- 七 補償金管理業務帳簿への記載に関する細則。
- 八 著作物等保護利用円滑化事業の実施に関すること。
- 九 その他補償金管理業務を実施するために必要な事項。

（研修）

第17条 センターは、補償金管理業務に従事する職員に対してその職務の遂行に必要な研修を実施し、職員の知識及び資質の向上に努めるものとする。

（登録確認機関等に対する協力要請）

第18条 センターは、補償金管理業務を適正かつ円滑に実施するため、必要に応じ、登録確認機関、著作権関係団体等に情報の提供その他の協力を求めることとする。

（文化庁との協議）

第19条 センターは、補償金管理業務の実施に関し、この規程に定めのない事情が生じたときは、文化庁と協議の上、対応するものとする。

第3章 著作物等保護利用円滑化事業

（著作物等保護利用円滑化基金）

第20条 センターは、法第104条の22に定める著作物等保護利用円滑化事業（以下この章において「事業」という。）を実施するため、著作物等保護利用円滑化基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、前事業年度においてセンターが受領した補償金のうちから同条第1項の規定

及び関係法令の規定に基づき算出された額並びにその運用益その他理事会において毎年度組み入れることを決定した財産をもって構成する。

(事業の決定)

第21条 法第104条の2第2項に基づき事業が著作物等の適正な管理の促進に資するものとなるよう学識経験者の意見を聴くため、事業の実施に関する事項を調査審議する「著作物等保護利用円滑化事業委員会」を設置する。

2 事業の内容及びそれに要する予算は、著作物等保護利用円滑化事業委員会に諮問し、理事会がこれを決定する。

(支出)

第22条 事業の実施に要する費用は、基金から支出することとし、その金額は著作権法施行令（昭和45年政令第335号）第70条の2及び著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第22条の11の2に基づき算出した金額とする。

(報告)

第23条 事業の結果及び予算の執行については、次年度の理事会及び著作物等保護利用円滑化事業委員会に報告するものとする。

(実施細則)

第24条 この章に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項は理事会が別に定めるところによる。

第4章 帳簿及び書類の保存

(帳簿及び書類の保存)

第25条 センターは、第15条に定める補償金管理業務帳簿のほか、次に掲げる書類を事務所に備え置くものとする。

- 一 補償金管理業務規程
- 二 業務手順書
- 三 補償金等の受領、支払等に関して受領又は発行をした書類又は資料
- 四 その他補償金管理業務の実施に関する資料

2 前項第3号及び第4号に掲げる書類又は資料は、補償金管理業務に係る受付番号ごと

に区分して、補償金管理業務を廃止するまで保管する。

第5章 補償金管理業務の会計並びに事業計画及び収支予算

(補償金管理業務の会計)

- 第26条** センターは、補償金管理業務に関する会計を他の業務に関する会計と区分し、特別の会計として経理するものとする。
- 2 センターは、補償金管理業務に関する会計を次に掲げるものに区分し、それぞれの収入及び支出を勘定科目ごとに経理するものとする。
- 一 第1号補償金
 - 二 第2号補償金
 - 三 担保金
 - 四 基金に組み入れた財産
 - 五 補償金管理業務の事務に要する費用
- 3 申請中利用に係る担保金について、第12条又は第13条に基づいて第1号補償金とする取扱いを行ったときは、担保金を第1号補償金の勘定に変更して管理するものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第27条** センターは、毎事業年度、補償金管理業務に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、文化庁長官の認可を得るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の場合において、著作権法施行令第70条の2に定める補償金管理業務の事務に要する費用は、同条及び著作権法施行規則第22条の11の2に基づき算出した金額の範囲内にとどめるとともに、将来への支払いのために、著作権法施行令第70条の2及び著作権法施行規則第22条の11の2の規定に基づき算出した金額を留保しなければならない。

第6章 秘密保持

(秘密保持)

- 第28条** センターの役員及び職員(雇用の形態を問わない。)は、業務上知り得た情報その他の秘密を他に漏えいしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（補償金管理業務の休廃止）

第29条 センターが確認等事務を休止し、又は廃止するときは、理事会の決議を経て文化庁長官の認可を受けなければならない。

附 則

この規程は、令和8（2026）年4月1日から施行する。